

高發第二一五号

大正十三年六月十二日

高田土木工区主幹

技手



高田市長 川島 良温 殿

雁木下公用地ニ関スル件

高田市鍋屋町、鍛冶町、直江町、中屋敷町、長門町、善

光寺町、下紺屋町通り雁木下ハ公共用道路敷地ト

ハ存ゼラレ候モ念ノ為有無及照会候也。

ぞん

そうろう

ねんのため

しょうかいにおよびそうろうなり

大正十三年六月十三日

市長

高田土木工区主幹



殿

雁木下公用地ニ関スル件

去ル十二日付高發第二一五号ヲ以テ御照会相来候

標記ノ件ハ、本市開府以来一般交通ノ用ニ供スルノ

きょう

目的ヲ以テ、各自ノ費用ニ依リ築造シ今日ニ至リタルモノニシテ

全ク官（民？）有地ニハ相違無ケレモ術令以上ノ如キ公共的慣行

施設ニ有之。従ツテ萬一ニモ雁木撤廃等ノ計画

これあり

まんいち

ニモ候ハバ、充分御考慮ヲ要スベキ問題ト思料候

かいとうにおよびそうろうなり

右及回答候也。